

広野町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

2023年3月

広野町

目次

第1章 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義	1
1. 区域施策編策定の背景・意義	1
2. 計画期間	1
3. 区域の社会的状況	2
4. 町民・事業者の意識について	10
第2章 温室効果ガス排出量の推計・要因分析	13
1. 対象とする温室効果ガス排出量	13
2. 温室効果ガス排出量の現況推計	14
3. 温室効果ガス排出量の将来推計	15
第3章 計画全体の目標	16
1. 広野町の温室効果ガス排出量削減目標	16
第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策	17
1. 対策・施策について	17
2. 施策・事業	19
3. 主な施策の実施に関する目標	24
第5章 区域施策編の実施及び進捗管理	25
1. 推進体制	25
2. 進捗管理	26

第1章 区域施策編策定の基本的事項・背景・意義

1. 区域施策編策定の背景・意義

二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスは太陽からの放射エネルギーを透過する一方で、地上から放射される熱を吸収する性質を持っています。地球温暖化とは、空気中の温室効果ガスが増えることにより、熱の吸収量が増え、地表の温度が高くなることを指します。地球温暖化が進むことにより、気候の変化や海面水位の上昇に加えて、集中豪雨や台風といった自然災害の増加や生態系の変化など、深刻な影響が出てきています。

このような状況を受けて、2015年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で「パリ協定」が採択され、「世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること」、「21世紀後半に温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること」が目標として掲げられました。

我が国においても、「パリ協定」の目標達成に向けた国内対策を推進するために、2016年に「地球温暖化対策計画」を策定しており、2021年の気候サミットにて「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減すること」、「50%の高みに向けて挑戦を続けること」を表明し、2021年にはこの目標の達成に向けて「地球温暖化対策計画」を改訂しました。

広野町（以下、「本町」という）でも、2021年3月に「広野町ゼロカーボンシティ宣言」を発表し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを本町が一丸となって実現することを表明しました。2022年1月には2050年カーボンニュートラルに向けた本町における再生可能エネルギー導入の基本方針を定めた「広野町ゼロカーボンビジョン」を策定しております。

「広野町ゼロカーボンビジョン」に基づき、本町の豊かな自然を次世代に引き継ぎ、行政・事業者・町民が一丸となって地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくために「広野町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(以下、「本計画」という)を策定します。

2. 計画期間

本計画の期間は、2023年度から2030年度までの8年間とします。なお、計画実施期間中の社会情勢の変化や技術的進歩、実務の妥当性などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

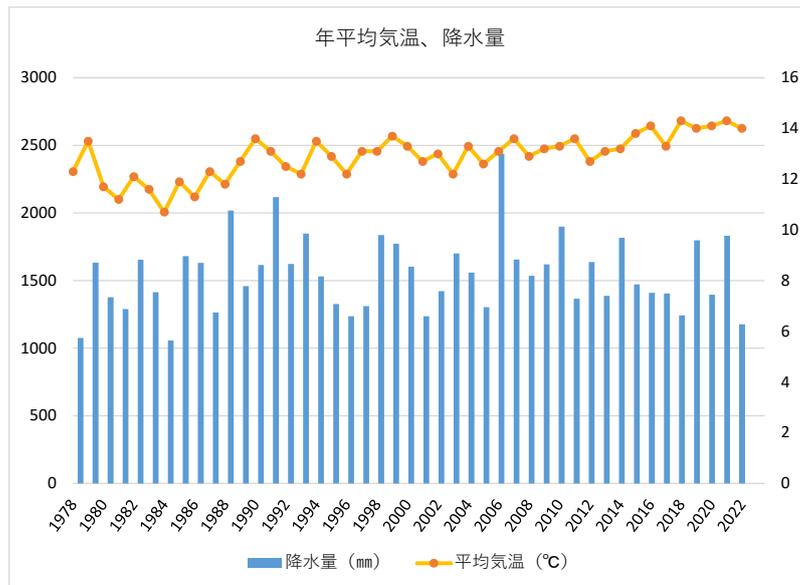
3. 区域の社会的状況

① 環境的状況

ア 気温、降水量

本町の平均気温については、10年間平均をみると1981～1990年度の平均気温は11.9℃でしたが、2011年から2020年度迄の平均気温は13.6℃とあり、1.7℃上昇しており気候変動の影響がみられます。

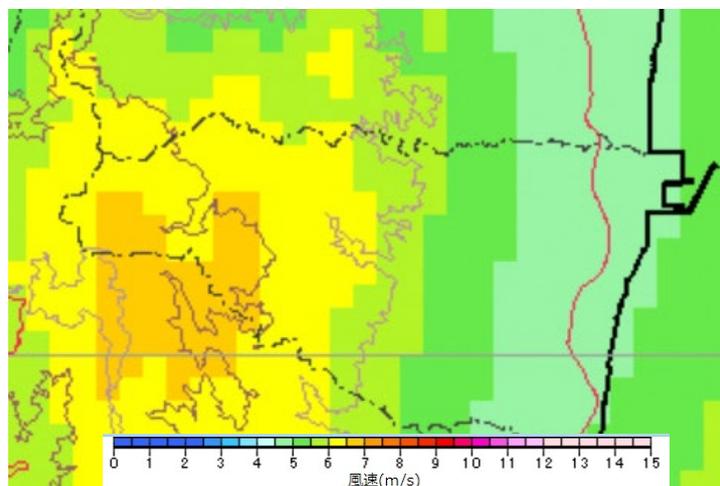
一方で、降水量については、大きな変化は見られません。



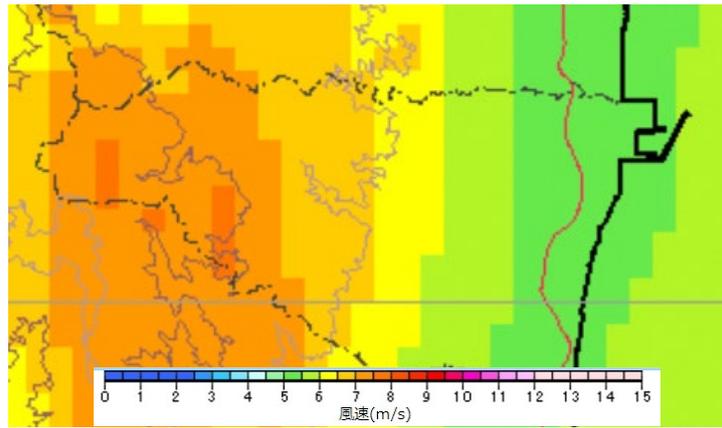
イ 風況

NEDO 局所風況 map より平均風速情報を収集しました。主に町西部の山間部の風速が強く、導入の適地といえます。但し、山間部における風力発電開発には自然環境、動植物への影響も懸念されるため、開発については慎重な検討・議論が必要です。

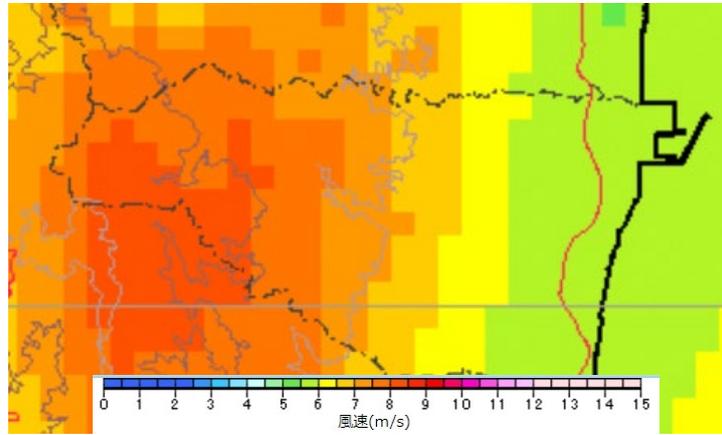
■ 地上高 30m



■地上高 50m



■地上高 70m



ウ 広野町における再生可能エネルギー導入量

再生可能エネルギーの導入量（固定価格買取制度による導入分）をみると、太陽光発電設備によるものが中心となっています。今後、地域における再生可能エネルギーの拡大に際しては、ポテンシャルを踏まえながら、熱含めた多様な再生可能エネルギー導入推進を図る必要があります。

■再生可能エネルギーの導入状況（FIT ベース）

	区域の再生可能エネルギーによる発電電力量 ^{※2}					
	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
太陽光発電(10kW 未満)	403 MWh	558 MWh	655 MWh	725 MWh	810 MWh	852MWh
太陽光発電(10kW 以上)	5,102MWh	10,464MWh	10,947MWh	10,961MWh	11,098MWh	11,360MWh
風力発電	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh
水力発電	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh
地熱発電	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh
バイオマス発電	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh	0 MWh
再生可能エネルギー合計	5,505MWh	11,022MWh	11,602MWh	11,686MWh	11,908MWh	12,212 MWh

② 社会的状況

ア 人口の推移

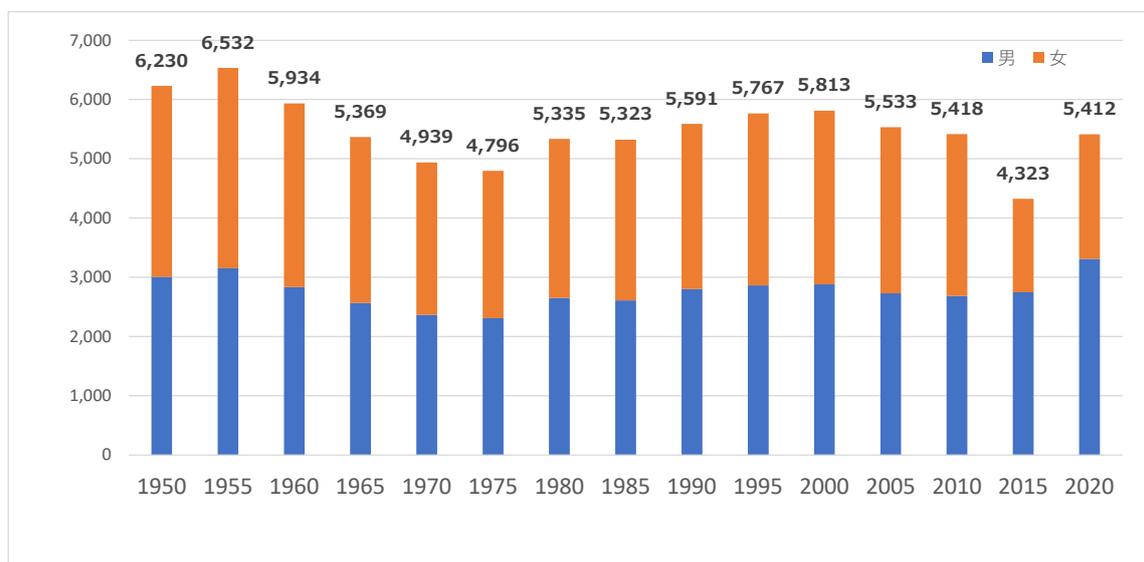
本町における人口をみると、1955年頃をピークに石炭産業が衰退し、急激な過疎化に陥ったため、1955年度から1975年度まで人口は減少傾向にありました。その対策として、1971年3月、議会と一体となって「東京電力株式会社広野火力発電所を誘致する決議」を行い、1980年4月に1号機、同年7月に2号機が完成、運転開始以降、6号機まで増設を進めました。結果として、火力発電所における発電設備については、計440万キロワットに達し、関東地方へのベース電源を有するエネルギーの町として、町政発展を遂げました。人口については、広野火力発電所の稼働開始に伴い、1980年には1割程度増加し、以後2010年まで5,000人強で横ばい傾向にありました。

しかしながら、東日本大震災に伴う原子力災害により、本町においても町民全体に避難指示が出されていましたが、2012年3月1日、いち早く町内に役場機能を戻し、帰町、復興に向けての活動を開始しました。2011年9月30日の緊急時避難準備区域解除、2012年3月31日には町長発令による避難指示を解除し、帰町の促進を図りました。国勢調査にてみると、2010年度から2015年度では20%程度の減少がみられ、震災の影響による人口減少がみられましたが、2020年度（速報値）では、人口は2010年度とほぼ同じまで戻っています。また、除染、廃炉のための新しい居住者の流入が続いており、みなし居住率（町民居住者+滞在者）/住基人口）は142.8%です。

一方で、住民基本台帳でみると、2021年2月末現在の居住者は4,234人であり、帰還率は90.0%（住基人口町民居住者4,234人/住基人口4,703人）となっており、町民の更なる帰還の促進策が必要となっています。

震災以前の地域の生業である農・商・工業の衰退、旧来の町民の流出による賑わいの減少、修学人口減少が懸念されるなど、深刻な状況は続いています。今後一層、環境回復、生活再建を通じた継続的な"幸せな帰町"に向けた動きと震災という危機をチャンスに転じた新たなまちづくり、新しい産業の誘致と振興を両輪とした復興再生が必要となっています。

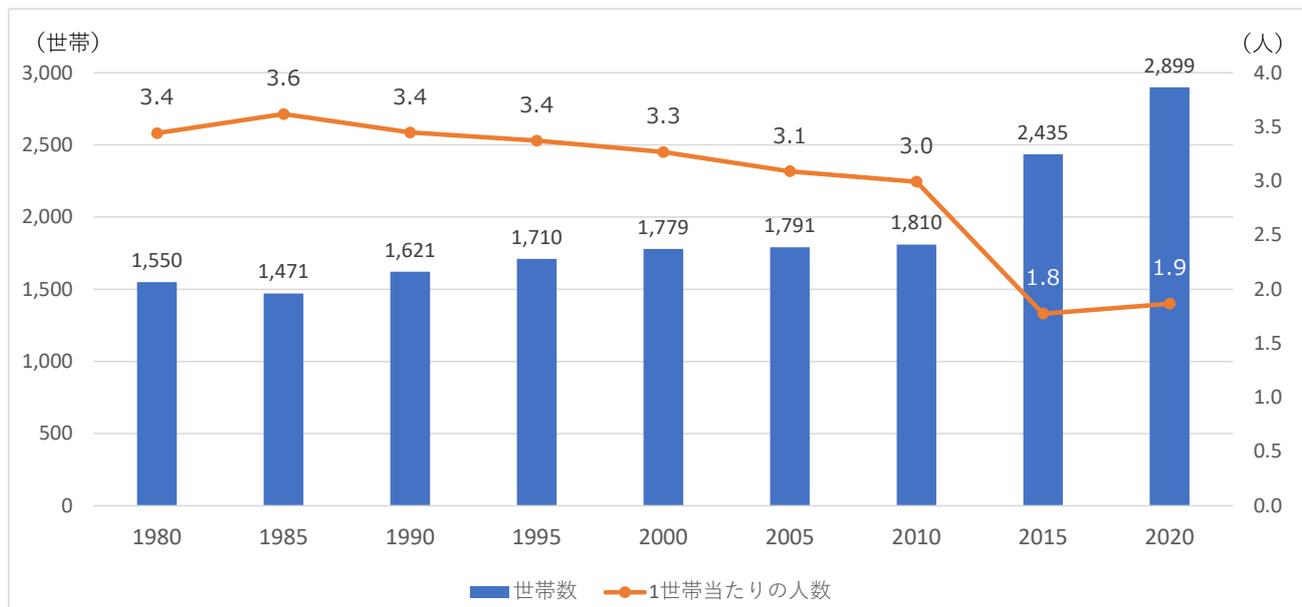
■ 広野町人口の推移（国勢調査より）



イ 世帯

総務省統計からみると、世帯数は2010年度まで微増傾向でしたが、東日本大震災後に増加傾向にあります。1世帯当りの人数は、日本大震災後に大幅に減少しています。現在の世帯人員にあった効率的なエネルギー利用ができる住宅が必要となっています。

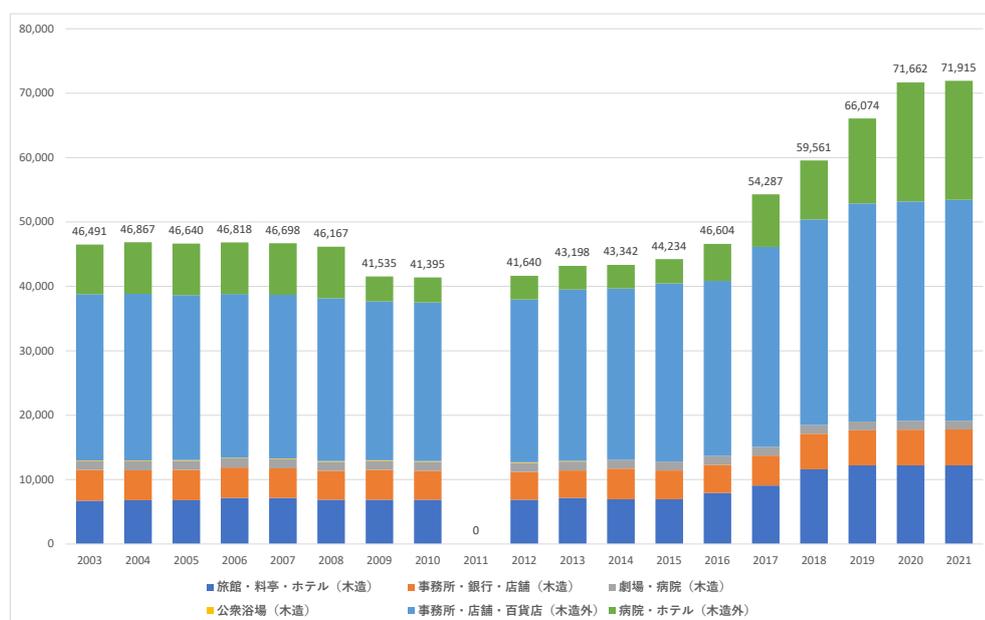
■ 広野町世帯数の推移（国勢調査より）



ウ 業務用延床面積

総務省統計からみると、2010年度まで微減傾向でしたが、東日本大震災後に当たる2012年度以降増加傾向にあり、特に近年の増加が顕著になっています。内訳を見ると「旅館・料亭・ホテル（木造）」や「病院・ホテル（木造以外）」といった観光に係る分野が特に増加しています。また、「事務所・店舗・百貨店（木造以外）」など商業・事務に係る分野も増加傾向にあるため、新規施設への太陽光発電設備導入も検討が必要となっています。

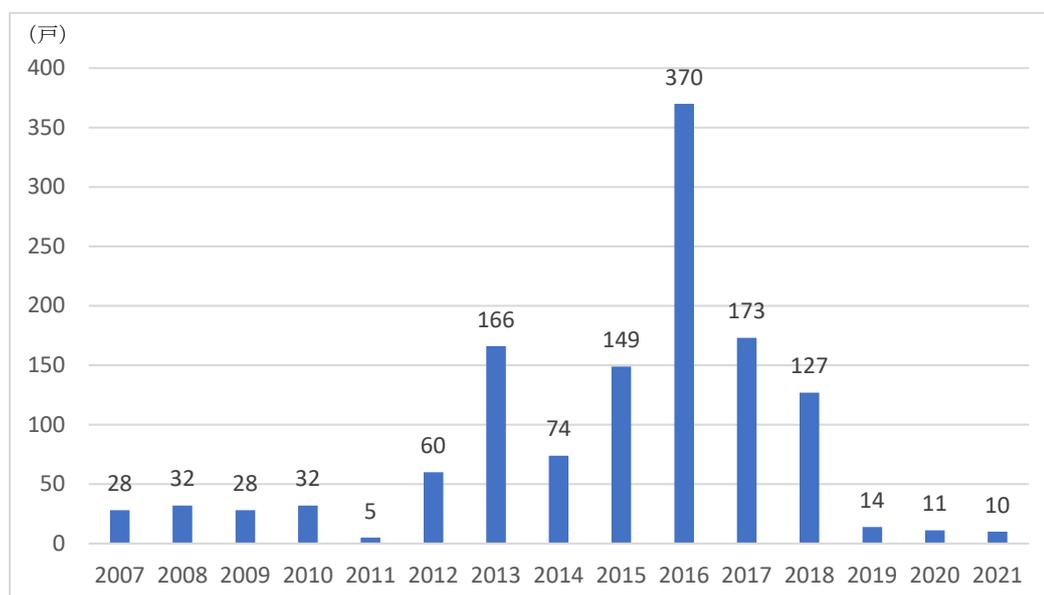
■業務用延床面積の推移（㎡）



エ 住宅着工戸数

住宅着工戸数については、震災の影響もあり、2013年から2018年までは100件程度で、2016年には370戸の着工が見られますが、近年は10戸程度となっています。復興に伴う新設住宅が多く存在するため、着工年数の少ない住宅への太陽光発電設備導入が再生可能エネルギー導入の有効策といえます。

■住宅着工戸数の推移（戸）



③. 経済的状況

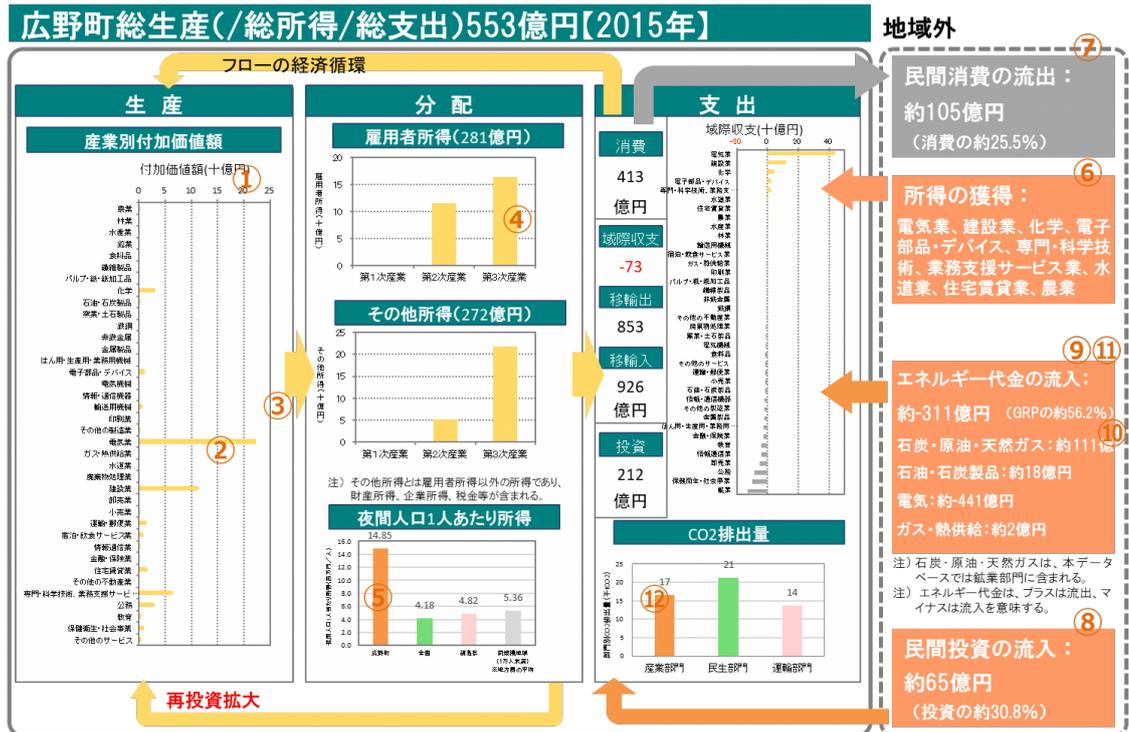
ア 地域経済状況

本町の生産は、電気業が大部分占めているほか、次点に続く分野も建設業や専門・科学技術・業務支援といった電気業と関連が深い分野となっています。また、電力生産を行っていることからエネルギー代金換算で311億円が町内に流入しています。

電気業が突出して大きく、広野火力発電所との関わりが産業に大きく寄与していると見ることができます。また、電力を除いた石炭・原油・天然ガス、石油・石炭製品、ガス・熱供給のエネルギー代金131億円は域外に流出しており、再生可能エネルギーの導入により化石燃料・熱供給相当分のエネルギー代金を町内経済に循環させ、町内の経済活性に貢献できる可能性があります。

これらのことから今後の本町においては火力発電の経済的な合理性、次世代環境技術の導入による国の政策との整合性を踏まえつつ、再生可能エネルギーとの相互補完によるさらなるエネルギー代金の地域還流を織り込んだ将来計画を検討する必要があります。

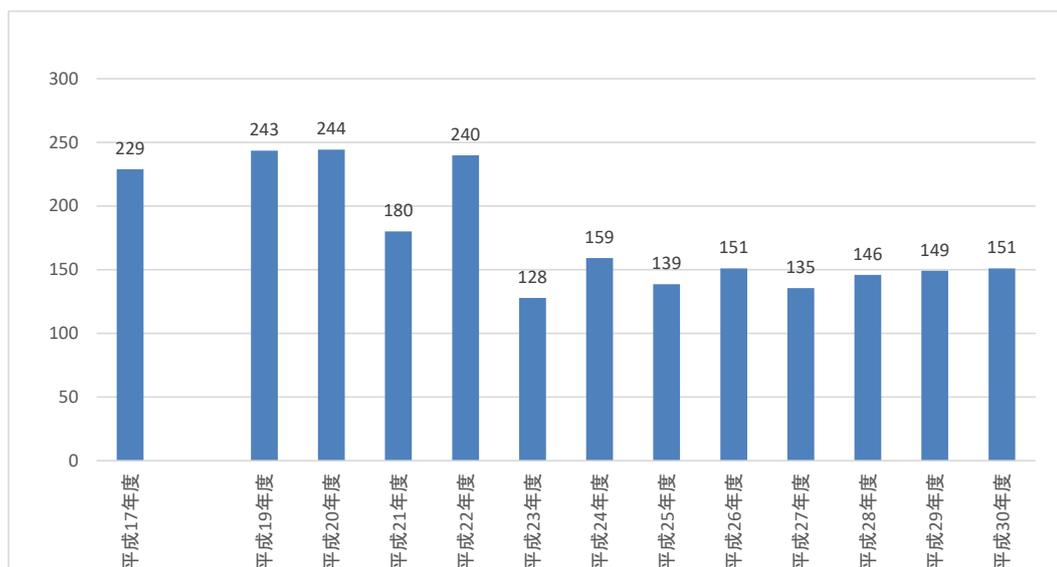
■ 広野町地域経済循環分析 (2015年版地域経済循環ツールより)



イ 製造品出荷額

製造品出荷額について、東日本大震災以前は約 200 億円以上で推移していましたが、震災以後は減少し、150 億円前後となっています。一方で、東町産業団地の造成などにより製造品出荷額は、今後一定割合で増加すると見込まれます。

■ 製造品出荷額



4. 町民・事業者の意識について

①. アンケート調査概要

本町の地球温暖化対策・エネルギーなどに対する町民・事業者の認識、ご意見、取組の実態を把握し、その結果を計画策定のための基礎資料とすることを目的として、住民・事業者アンケートを実施しました。

■調査対象・形式・期間

調査対象	広野町に居住している 19 歳以上の町民 2,198 人	広野町内に事業所を持つ 199 事業者
調査形式	調査票による本人記入（郵送配布・郵送回収、web フォーム記入）	
調査期間	実施期間：2021 年 12 月 21 日（火）～12 月 31 日（火） ※事業者には追加調査を実施 追加調査：2022 年 1 月 6 日（火）～1 月 17 日（月）	

■配布数・回答数・回収率

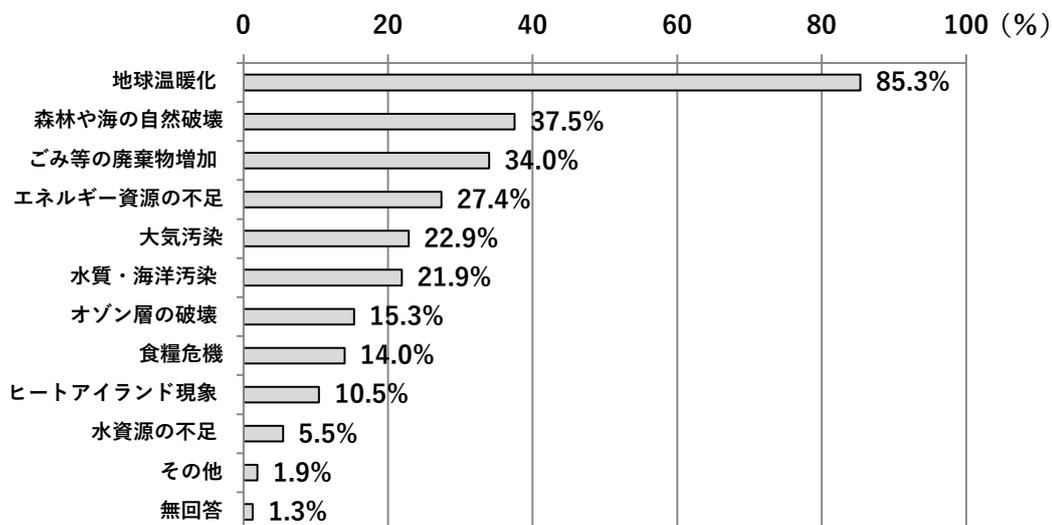
	配布数	回答数 (郵送・web 合算)	回収率
住民	2,198	621	28.3%
事業者	199	62	34.3%

②. アンケート調査結果要

【町民①】関心のある地球環境問題の事項（MA（3））

「地球温暖化」が 85.3%と最も多く、次いで「森林や海の自然破壊」が 37.5%、「ごみ等の廃棄物増加」が 34.0%、「エネルギー資源の不足」が 27.4%となっています。「地球温暖化」は環境問題の中でも最も関心のある事項であり、対策が必要といえます。

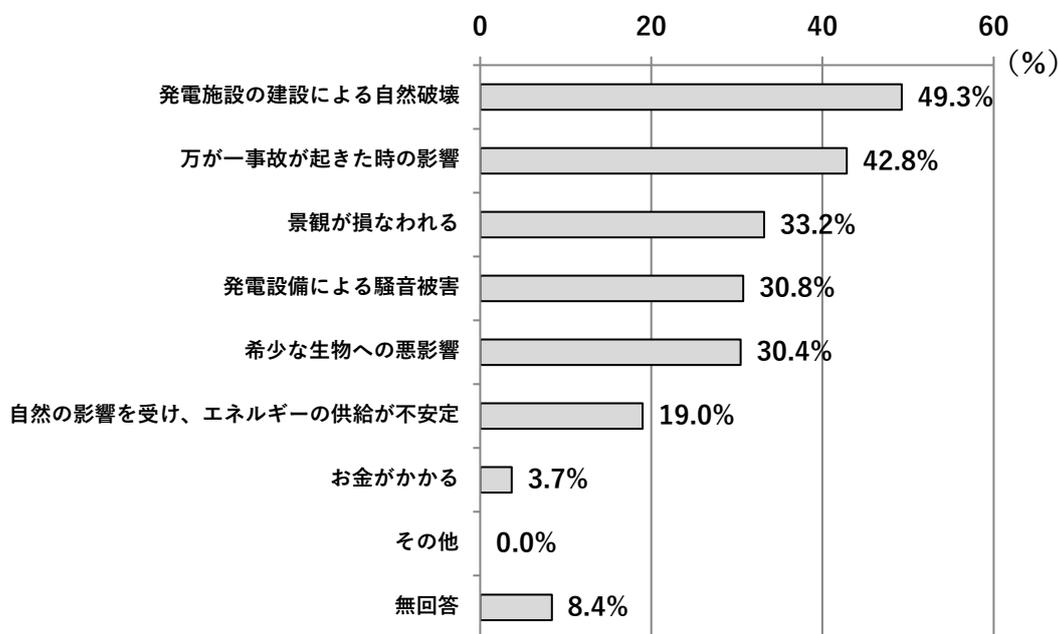
(n = 621)



【町民②】 町域で再生可能エネルギーが普及したとき懸念する問題点 (MA)

「発電施設の建設による自然破壊」が49.3%と最も多く、次いで「万が一事故が起きた時の影響」が42.8%、「景観が損なわれる」が33.2%、「発電設備による騒音被害」が30.8%となっています。「自然破壊」や「事故」が起きた時の影響などを懸念する声が多く、自然環境と調和した再生可能エネルギー導入が必要となっています。

(n = 621)

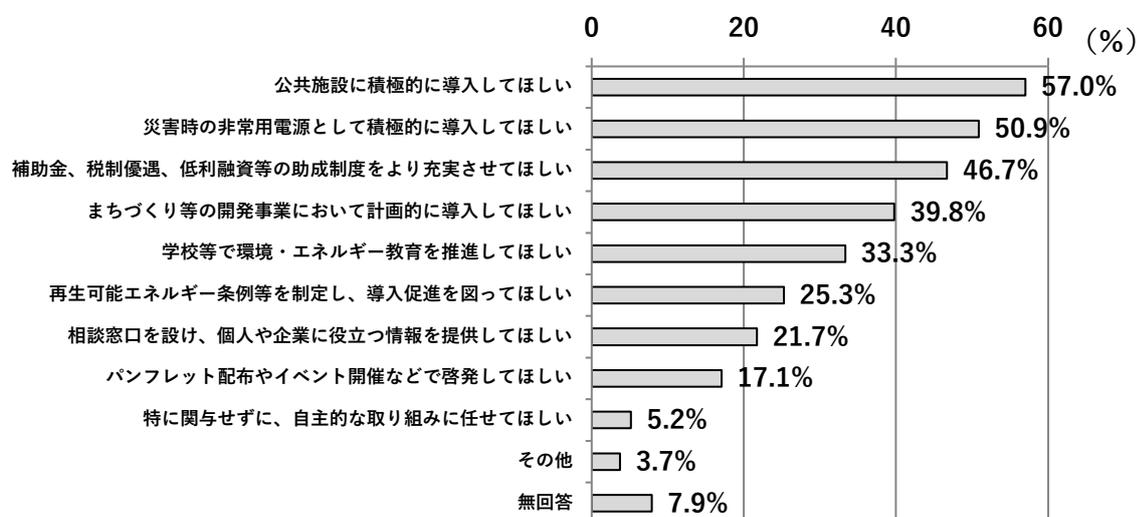


【町民③】 町内で、再生可能エネルギーの普及を図る上で希望する取組 (MA)

「公共施設に積極的に導入してほしい」が57.0%と最も多く、次いで「災害時の非常用電源として積極的に導入してほしい」が50.9%、「補助金、税制優遇、低利融資等の助成制度をより充実させてほしい」が46.7%、「まちづくり等の開発事業において計画的に導入してほしい」が39.8%となっています。

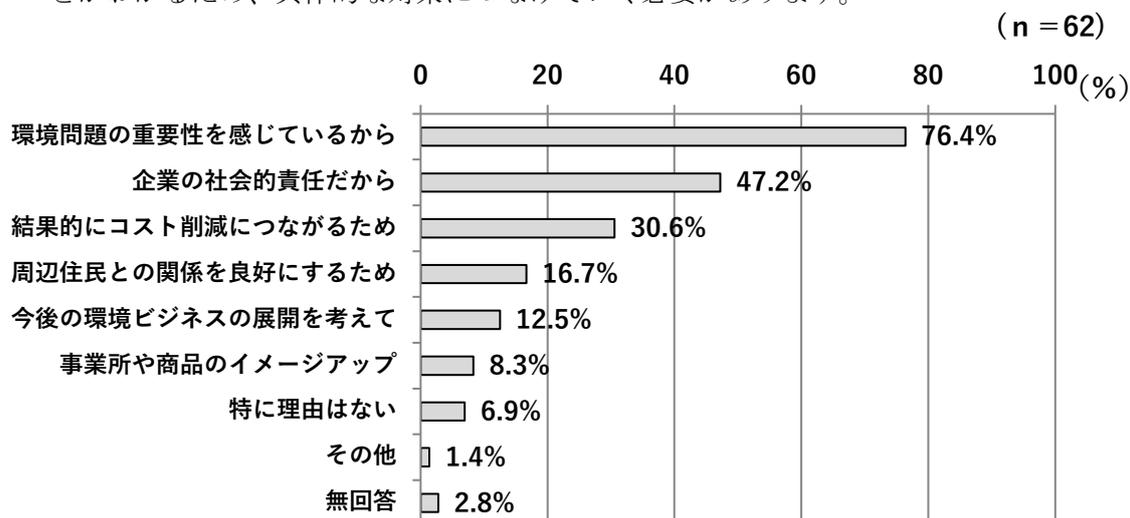
公共部門における率先行動や災害時の非常用電源としての活用を望む声が多く出ています。

(n = 621)



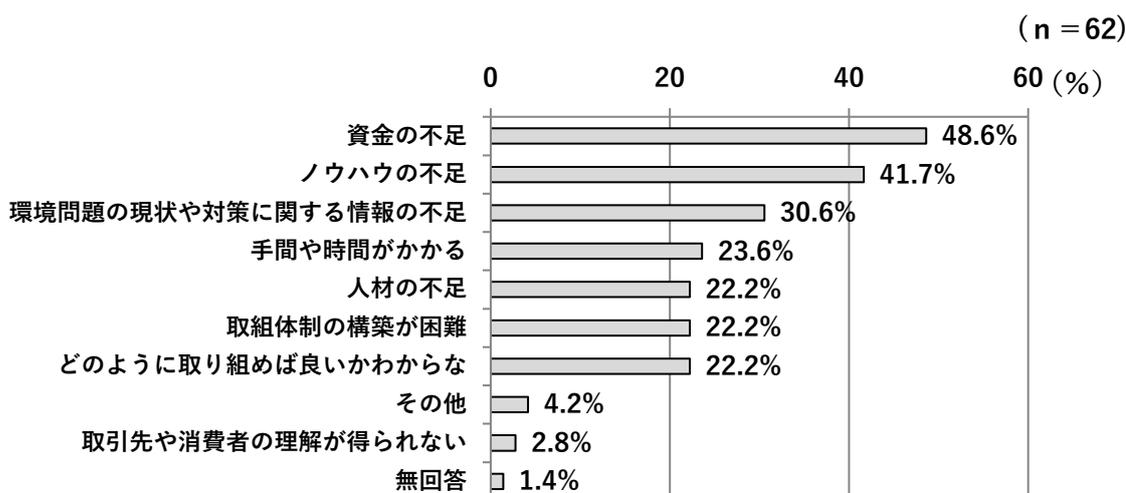
【事業者①】 事業所が温暖化防止対策を行う理由

「環境問題の重要性を感じているから」が76.4%と最も多く、次いで「企業の社会的責任だから」が47.2%、「結果的にコスト削減につながるため」が30.6%、「周辺住民との関係を良好にするため」が16.7%となっています。企業にとっても環境問題の重要性は感じていることがわかるため、具体的な対策につなげていく必要があります。



【事業者②】 事業所で温暖化防止に取り組む上での問題 (MA)

「資金の不足」が48.6%と最も多く、次いで「ノウハウの不足」が41.7%、「環境問題の現状や対策に関する情報の不足」が30.6%となっています。情報提供や資金援助を通じた事業所への脱炭素施策が求められています。



第2章 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

1. 対象とする温室効果ガス排出量

① 温室効果ガスの算定方式

温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

2013年度から2018年度までは広野町域における温室効果ガス排出量について、環境省が提供している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定実施マニュアル算定手法編」を踏まえ、排出係数を乗じてCO₂換算して算出しました。2020年度値については、住民・事業者アンケートにて聴取した電気・LPG・灯油・ガソリン・軽油をもとに推計を行い、石炭などの詳細なエネルギー種については2018年度値を用いて算出します。

■温室効果ガス排出量算定にあたり活用する主要データ

項目		案分元データ	案分指標	分母
民生部門	家庭	都道府県別エネルギー消費統計	世帯数	福島県値
	業務その他		従業者数	
産業部門	製造業		製造品出荷額等	
	建設業・鉱業		従業者数	
	農林水産業		従業者数	
運輸部門	自動車（旅客）		総合エネルギー統計	
	自動車（貨物）	自動車保有台数（貨物車）		
	鉄道	乗車人数		

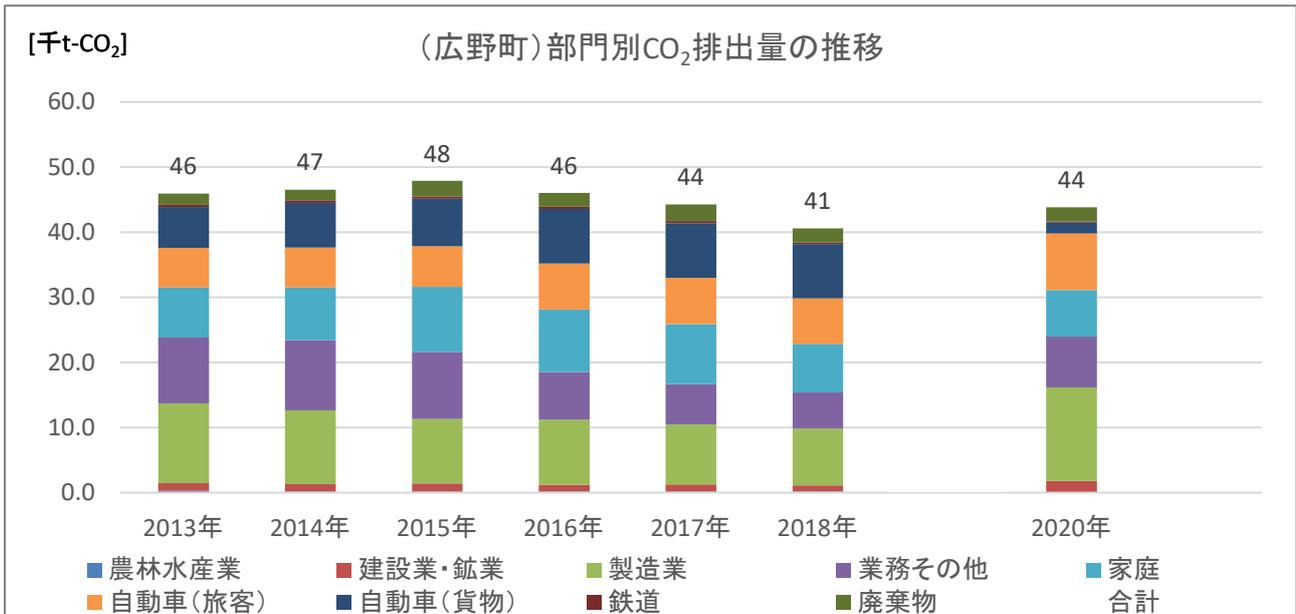
■分野の説明

部門・分野	説明	
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
民生部門	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
	業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出
	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出
	鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出	

※エネルギー転換部門（広野火力発電所由来の温室効果ガス排出量）については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」を踏まえ、区域施策編の温室効果ガス排出量の算定対象範囲から除いています。

2. 温室効果ガス排出量の現況推計

2013年度から2020年度までの本町における温室効果ガス排出量の推移をみると、2013年度においては4万6千t-CO₂でしたが、電力の排出係数に減少に伴い2018年度においては減少傾向にあり4万1千t-CO₂となっていました。しかしながら、2020年度は4万4千t-CO₂と上昇しています。上昇の要因としては産業・業務・家庭部門は復興に伴う世帯数増、就業者数増などに伴うものと推察されます。



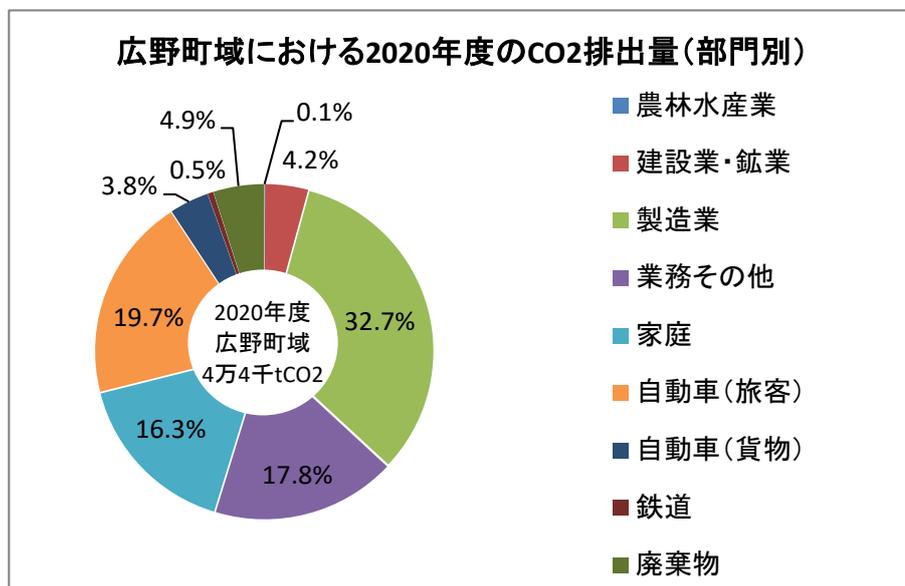
※2018年度までは都道府県別エネルギー消費統計を用いて推計し、2020年度はアンケートに基づく把握値を掲載しています。

■東北電力の排出係数 (2013年度から2020年度迄)

年度	(単位)	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
東北電力排出係数	tCO ₂ /MWh	0.522	0.531	0.509	0.509	0.435	0.352	0.370	0.457

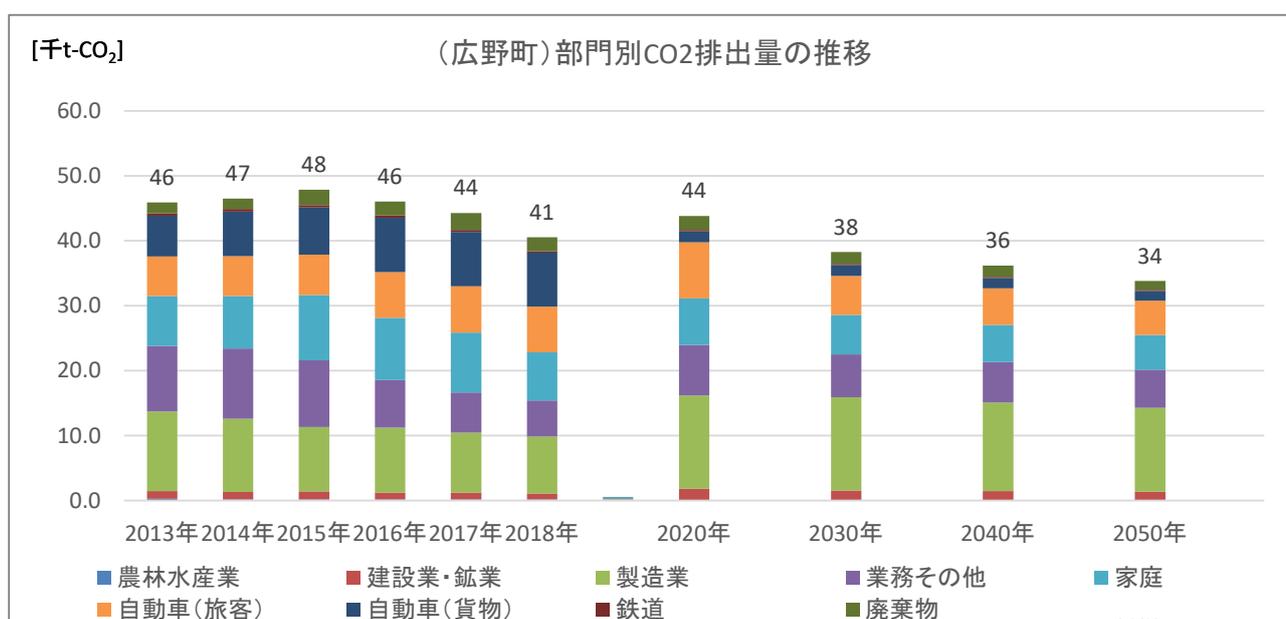
直近年度の部門別の内訳をみると、製造業が32.7%、自動車(旅客)が19.7%、業務その他が17.8%、家庭が16.3%となっています。

町内の製造業、そして車や家庭・事務所ビルからの排出量が多くなっているため、対策が必要です。



3. 温室効果ガス排出量の将来推計

温室効果ガス排出量の原単位(1人・1事業所等の1単位における温室効果ガス排出量)は現状から変わらないと仮定し、将来の社会経済変化を踏まえどのように温室効果ガス排出量が推移するかを整理しました。2030年度においては3万8千t-CO₂、2040年度においては3万6千t-CO₂、2050年度においては3万4千t-CO₂となります。人口減少やそれに伴う社会経済情勢の変遷に伴い、2050年度には基準年度である2013年の約75%となります。



第3章 計画全体の目標

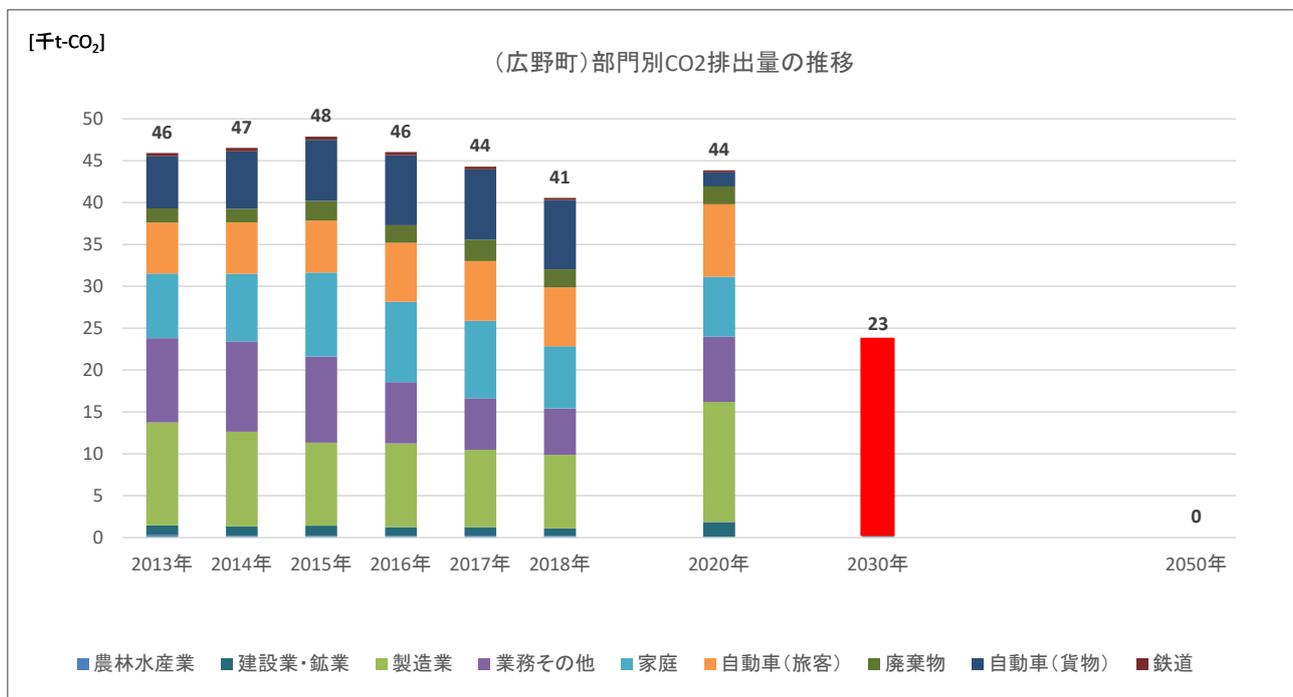
1. 広野町の温室効果ガス排出量削減目標

国の「地球温暖化対策計画」及びパリ協定の目標年度である2030年度の削減目標として、以下を掲げます。

温室効果ガス排出量の削減目標

【短期目標】 2030年度に2013年度比で50.0%以上削減

【長期目標】 2050年度に温室効果ガス排出量実質ゼロ



第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

1. 対策・施策について

温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策については、「広野町ゼロカーボンビジョン」に基づく基本方針に沿って実施します。

- ① 地域の再生可能エネルギー導入に際して、地域の自然と、その減災機能、景観を保全すべく、適切なゾーニングによる促進をめざす。
- ② 地域に脱炭素化に積極的な企業を誘致し、再生可能エネルギーの需要の拡大とともに、発電事業の拡大を促進する。
- ③ 発電事業の拡大に際しては、地域の特定電力事業者との連携を重視し、事業者の脱炭素化事業の転換に協力する。
- ④ 地域での発電事業の維持は、大都市への電源供給をめざすだけでなく、地域での需要促進と併せた産業誘致を促すことで、地域の経済的な持続性を確保する。
- ⑤ 地域循環共生圏を町内に限定せず、周辺自治体と広域的に連携し、地域の将来像を考える。
- ⑥ 農林業など地域の一次産業の振興に資する枠組みを構築する。
- ⑦ 家庭、小規模事業所などの化石燃料使用削減のため、電化・水素化を促進する。
- ⑧ ゼロカーボンへの取り組みを通じて、豊かな地域のコミュニティを構築する。

基本方針に沿って、脱炭素社会の実現に向けた施策を部門・分野別を実施します。施策については、2030年迄の短期的な取組と特に、2050年カーボンニュートラルを見据えた仕組みづくりについても長期的な取組として進めます。

■地球温暖化対策の分野別取組

時系列	柱	施策
短期的取組	<産業部門> 町内産業のエネルギー転換	①再生可能エネルギーや省エネ設備の導入促進
		②中小企業等の省エネルギー活動への支援
		③産業廃棄物の削減
		④木質バイオマスの利活用
		⑤営農型太陽光発電事業の普及促進
	<民生部門> 民生部門の脱炭素化	①地域における省エネルギーの推進
		②自家消費型再生可能エネルギー導入の推進
		③住宅・事業所への ZEH・ZEB の普及の促進
		④公共施設の省エネルギー化及び再生可能エネルギー導入の推進
		⑤環境・エネルギー教育の充実
	<運輸部門> 交通の脱炭素化	①次世代自動車の利用推進
		②交通のシェアリング推進
	<廃棄物部門> 町内の廃棄物対策	①ごみの減量化・資源化促進
		②リサイクルの推進
	<適応策> 気候変動への適応	①災害に関する情報発信の推進
②都市インフラ・ライフライン等の確保		
③健康への影響に関する対策の推進		
長期的取組	<仕組みづくり> 未来に向けた脱炭素まちづくりの推進	①町のポテンシャルを活かした新しい産業の誘致
		②水素利活用モデルの構築
		③再生可能エネルギー促進区域の設定
		④産業集積地における再エネ導入先導モデル創出
		⑥森林や海における吸収源対策の推進

2. 施策・事業

柱 1

町内産業のエネルギー転換

産業部門は直近年度において温室効果ガス排出量の多くを占めています。また、東町産業団地の造成など、産業部門関連に係る排出量が今後も一定量を占めると見込まれます。

産業の活性化と産業部門における温室効果ガス低減策の実施をあわせて実施します。

主な取組

① 再生可能エネルギーや省エネ設備の導入促進

情報提供・相談支援及び助成により、再生可能エネルギー由来の電力・熱への切り替え・導入や、古い機器・設備の省エネ・高効率機器への更新を推進します。

② 中小企業等の省エネルギー活動への支援

エネルギー使用の合理化に向けた助言を行う「省エネアドバイザー」の派遣、LED等の高効率照明、高効率空調設備等の省エネルギー設備の導入への助成などにより、中小企業等の省エネルギー活動を支援します。

③ 産業廃棄物の削減

事業者のごみ減量・分別に関する意識を高める指導・啓発を行い、資源化を推進します。

④ 木質バイオマスの利活用

これまで地域の森林の積極的な伐採や利活用にあわせて、その伐採木などを利用した木質バイオマス発電や熱利用を検討します。

⑤ 営農型太陽光発電事業の普及促進

営農の持続性の確保とあわせて耕作放棄地など、農用地において、営農型太陽光発電事業（ソーラーシェアリング）の積極的な導入を普及・促進します。

民生部門の排出量は直近年度では、全体の占める3分の1程度です。公共部門における率先行動や災害時の非常用電源の確保といったレジリエンス向上をはかりながら、自家消費型の太陽光発電などの導入推進と、コミュニティづくりをあわせて進めます。

主な取組

① 地域における省エネルギーの推進

家庭のエアコン使用等を抑制するために地域の民間施設や公共施設に地域住民が集まるなど、空間を共有することにより省エネルギーを実現する「クールシェア」や「ウォームシェア」の普及をはじめ、地域における工夫やコミュニティづくりとあわせた省エネルギーの取組を推進します。

② 自家消費型再生可能エネルギー導入の推進

固定価格買取制度によらない、自立的な再生可能エネルギー導入に繋がる自家消費型再生可能エネルギー発電設備・熱利用の導入を推進します。また、住宅・事業所のPPAモデル（電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、PPA事業者が太陽光発電+蓄電池システムなどの設備の無償設置と運用・保守を行う事業）を普及促進します。

③ 住宅・事業所へのZEH・ZEBの普及の促進

新規住宅・事業所にZEH・ZEBへの積極的な導入を検討します。既築住宅・建築物についても、更新（建替え）・改修時には省エネ性能向上（断熱性等）や、自家消費型の太陽光発電の導入、高効率ヒートポンプ給湯・空調機器などの電化設備・高効率ガス給湯機器・停電自立型の燃料電池などを組み合わせて導入することにより、ZEH・ZEB化を推進します。

④ 公共施設の省エネルギー化及び再生可能エネルギー導入の推進

公共施設の設備更新時に、省エネルギーの熱源・空調や動力、照明の導入を推進します。特に、災害時に防災拠点となる自治体の庁舎、学校などの施設は、民間資金や補助金などを活用して再生可能エネルギーを優先的に導入することにより、自立・分散型エネルギーシステムを確立します。

⑤ 環境・エネルギー教育の充実

学校教育や森林環境教育の実施により、未来のための環境・エネルギー教育を充実させるとともに、環境負荷の低い製品などの使用、開発に努めます。

柱 3

交通の脱炭素化

カーボンニュートラルに向けては化石由来の交通の転換策も必要となります。電動自動車や次世代燃料自動車への転換やシェアリングなどの仕組みの創出を図ります。

主な取組

① 次世代自動車の利用推進

電動自動車（EV）や次世代燃料自動車（水素自動車、燃料電池車）の普及・促進を行い、あわせてインフラ整備として、交通の要所に、EV 充電設備や水素ステーションなどを設置し、太陽光発電等の再エネ由来電力や、グリーン水素を供給します。

② 環境負荷の少ない自動車利用の促進

家庭や事業所での自動車保有台数を削減することや、公共交通機関の利用、そして、来訪者用の自動車として、EV カーシェアリングなどの導入を検討します。

柱 4

町内の廃棄物対策

ごみの3 R「減量化（リデュース）」「再使用（リユース）」「再資源化（リサイクル）」は、ごみの焼却処理による温室効果ガス排出量の削減につながります。資源ごみ回収の促進、生ごみ堆肥化の取組、分別回収の徹底など、3 Rの推進に取り組みます。

主な取組

① ごみの減量化の推進

ごみの減量化と資源化を進めることは、ごみ焼却量を減らし、温室効果ガス排出量削減にも効果的です。家庭・事業者から排出されるごみの2 R「減量化（リデュース）」「再使用（リユース）」を推進し、ごみの排出量を減らします。

② リサイクルの推進

家庭や事業者から排出されるごみの分別収集、再資源化（リサイクル）を徹底し、資源物の有効利用を推進します。

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、気候変動によりすでに生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。気候変動に伴う影響に対し、備えと新しい気象条件を利用した「適応策」に取り組んでいきます。

主な取組

① 災害に関する情報発信の推進

自然災害に関するハザードマップにより、すべての町民に向け危険な箇所・区域の周知徹底に努めます。また、防災メールの配信など、災害発生時における被害軽減を図る仕組みや体制を検討します。

② 都市インフラ・ライフライン等の確保

大規模自然災害などに伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結などにより、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実に推進します。

③ 健康への影響に関する対策の推進

熱中症について、町のホームページやリーフレットにより予防・対処方法の情報提供を推進するとともに、町民の予防に役立つ仕組みを検討します。また、感染症を媒介する蚊等の啓発、情報提供などを適切に実施します。

本町の基幹産業である広野火力発電所との連携や、そして近隣自治体と連携した水素の利活用、自然環境と調和した再生可能エネルギー導入に向けた仕組みづくりなど、脱炭素にむけた中長期的な仕組みづくり・未来に向けた脱炭素まちづくりの推進を図ります。

主な取組

① 町のポテンシャルを活かした新しい産業の誘致

広野火力発電所の立地を活かし、エネルギー利用の優遇措置などを構築することで電力多消費型の産業の誘致に繋がります。また、脱炭素化に積極的な電力多消費型の産業の誘致も進めます。

② 水素利活用モデルの構築

水素やアンモニアを活用する社会モデルを構築することで、熱需要、運輸関係に対する水素の利活用を検討し、周辺市町村と連携した水素利用の優遇措置を構築します。

③ 再生可能エネルギー促進区域の設定

民間事業者などにおける大規模再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電・風力発電・木質バイオマス発電等）の導入を促進するため、町内の遊休農地や公用地、他特定エリアを再生可能エネルギー促進区域として定めていくことを検討します。

④ 産業集積地における再エネ導入先導モデルの創出

産業集積地において、町内での大規模再生可能エネルギー発電と再生可能エネルギー供給を実現するために、広野火力発電所の発電の削減枠を活用した系統連系枠などの創設に向けた働きかけを行います。

⑤ 森林や海における吸収源対策の推進

CO₂を吸収・固定する農地保全、森林や海藻類を育てることで、温室効果ガスの吸収源対策の取組を推進します。

3. 主な施策の実施に関する目標

温暖化対策の取組状況を管理するための指標を以下に示します。

取組項目の指標	現状 (2021 年度)	目標 (2030 年度)
横断的指標		
再生可能エネルギーの導入量	55TJ (2020 年度)	139TJ ※ゼロカーボン ビジョン目標値
柱1 町内産業のエネルギー転換		
事業者を対象とした脱炭素勉強会の開催	0 件	年 1 回
福島議定書の登録事業者数	5 事業者	10 事業者
柱2 民生部門の脱炭素化		
新エネルギーシステム設置費補助金	累計 111 件	累計 200 件
公共施設における再生可能エネルギー導入・利用件数	3 件	30 件
町民向け環境講座の開催数	0 件	4 件
防犯灯の LED 化率	72.6%	100%
事務事業における温室効果ガス排出量	965t-CO ₂	473 t-CO ₂
柱3 交通の脱炭素化		
EV 公共交通の導入数	0 台	3 台
公用車における新車（乗用車）の次世代自動車導入割合	0 %	100%
柱4 町内の廃棄物対策		
1 人 1 日当たりのごみ排出量	1,178 g (2019 年度)	860g
資源化率（リサイクル率）	3.4% (2019 年度)	17.5%
柱5 気候変動への適応		
熱中症患者搬送件数	5 件	0 件

第5章 区域施策編の実施及び進捗管理

1. 推進体制

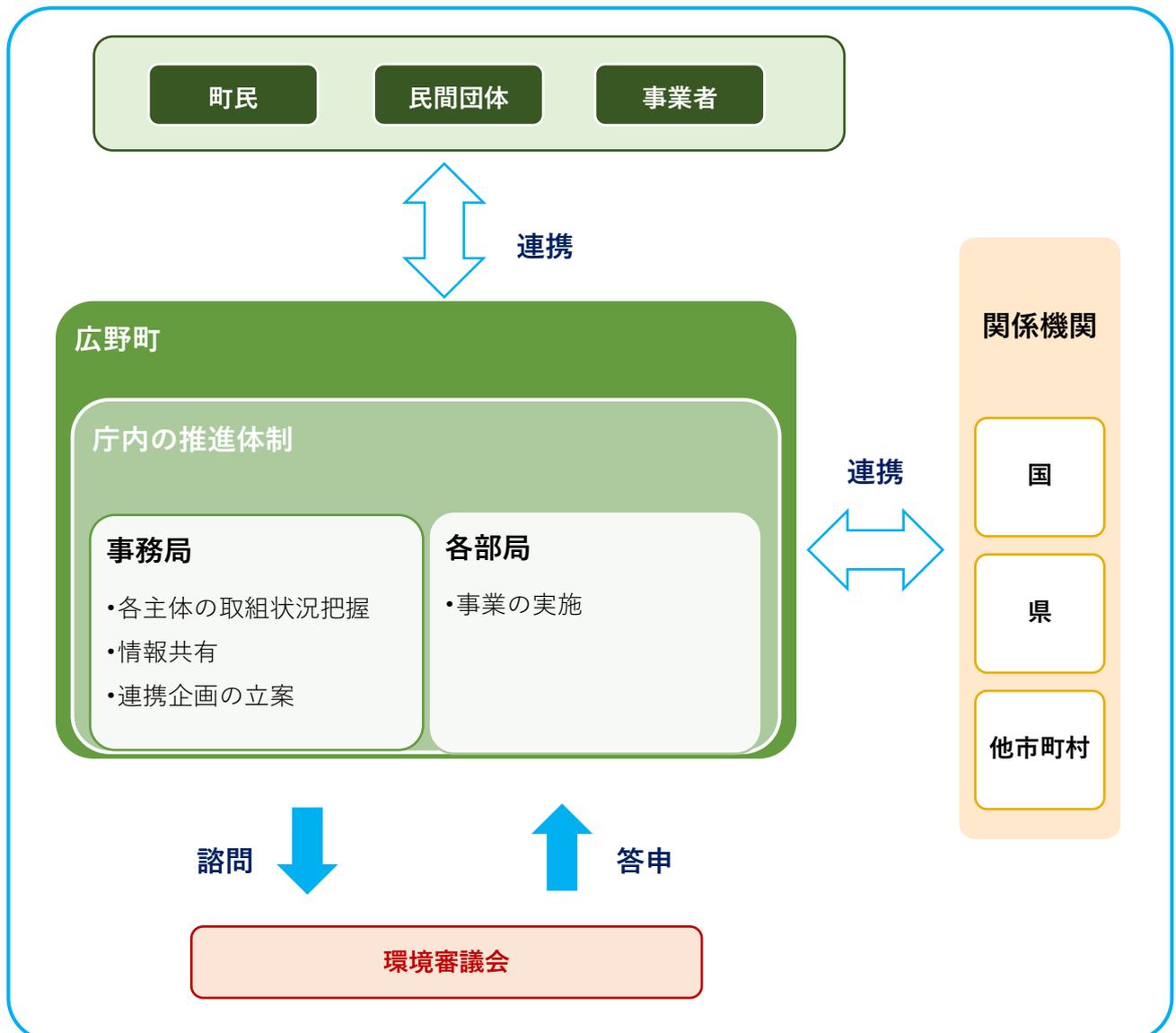
①庁内の推進体制

本計画に基づき、本町における地球温暖化対策を体系的・計画的に推進していくため、関係部署間の連携・調整が不可欠です。

総合的かつ計画的な推進を図るため、広野町ゼロカーボン推進会議などにおいて、各部署等の地球温暖化対策に関する事業・施策の実施状況の把握や情報共有、分野横断的な取組や連携企画の立案を行うなど、全庁的な取組を推進します。

②国や県、関係機関などとの連携

地球温暖化問題は、すべての地域や各主体に関わることから、国、県、他市町村といった様々な機関などと連携・協力します。



2. 進捗管理

本計画の推進にあたっては、PDCA サイクルにより進行管理を実施します。Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（改善・見直し）の一連の流れを繰り返すことで、施策や事業の実施状況を継続的に改善しながら効果的な温室効果ガスの削減を目指します。

